

特定動物を飼う場合

- ▶ 動物愛護管理法では、人の生命、身体又は財産に害を与えるおそれがある動物を「特定動物」として指定しており、その動物を飼う場合には、都道府県知事の許可が必要になります。許可を受けずに飼うことは犯罪です（6月以下の懲役又は100万円以下の罰金）。
- ▶ 特定動物を飼うには、あらかじめ、動物が逃げ出さないための堅固な施設が必要です。また、万が一、飼えなくなった場合の譲渡先または譲渡先を探すための体制（購入する動物取扱業者との協力関係等）を確保しておくことが必要です。
- ▶ 特定動物を飼おうとする場合には、自分に飼う能力があるか、絶対に逸走させることがないかについて、その他の動物を飼うときよりもさらに慎重に検討しましょう。

災害時のことを考えましょう

- ▶ 改正動物愛護管理法では、都道府県が策定する動物愛護管理推進計画に災害時の対応について記載することが義務付けられると共に、動物愛護推進員の役割に災害時の協力が追加されました。
- ▶ しかしながら、災害時に、飼っている動物の命を真っ先に守ることができるのは飼主です。



- ▶ 日頃より、飼っている動物用の水・餌等の備蓄をするとともに、動物を同伴した避難の訓練や、キャリーバックに入るのに慣れさせておくなど、災害時のことを考えた準備をしておきましょう。
- ▶ いざ災害時に避難するときは、できる限り一緒に避難するよう心がけましょう。